



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 入院をした場合などの負担が高くなると聞きました。同僚が近く入院するそうなので知りたいのですが？

**A1** 入院は健康な体に近づけるために必要な治療ですから、痛くても、高くても仕方ありませんが、それにしても支払う費用が少ないに越したことはありませんね。

医療費が一定以上高額になった場合に健康保険制度から給付があります。「高額療養費制度」と言い、所得により給付額が違います。

医療費を抑えるためでしょうか、平成27年1月より制度が変わり、所得が高い人の負担が増えることになりました(70歳未満の方のみ)。所得により、以前は3段階に分けていましたが、今年から次の通り5段階になりました。

【平成26年12月末まで】

- A：上位所得者 標準報酬月額 53万円以上  
1か月150,000円(※)を超えた場合給付
- B：一般所得者 上位所得者、低所得者以外  
1か月80,100円(※)を超えた場合給付
- C：住民税非課税  
1か月35,400円を超えた場合給付

【平成27年1月から】

- ア：標準報酬月額 83万円以上  
1か月252,600円(※)を超えた場合給付
- イ：標準報酬月額 53万～79万円  
1か月167,400円(※)を超えた場合給付
- ウ：標準報酬月額 28万円～50万円  
1か月80,100円(※)を超えた場合給付
- エ：標準報酬月額 26万円以下  
1か月57,600円を超えた場合給付
- オ：住民税非課税  
1か月35,400円を超えた場合給付

(※)の金額は実際の医療費総額により変動します

◆1か月の支払い額には『差額ベット代』『食事代』など保険外の負担分は対象となりません。

**Q2** 私は入院したことがないので知らなかったのですが、入院時に「限度額適用認定証」を持参すれば窓口での負担が少なくなるそうですね。手続き方法など教えてください。

**A2** 大きな病院に入院する場合にはあらかじめ「限度額適用認定証」を提出していただきたいと言われます。

「限度額適用認定証」は「協会けんぽ」の都道府県支部の窓口へ行けばすぐに交付されます。ただ、支部窓口は各県に1か所しかなく、遠方の場合は郵送により交付してもらえますが、1週間ほどかかると思ってください。(健保組合等の場合も手続は原則として同様です)

それでは入院までに間に合わない！！と焦らず、必ずしも入院時に提出しなくても大丈夫なので、いつまでに出せば良いのか、病院に確認をして下さい。

例えば「限度額適用認定証」を出さずに1か月100万円の治療を受けた場合は、いったん30万円を支払い、後日高額療養費を申請して212,570円(ウ標準報酬28万～50万の場合)の給付をもらいます。

「限度額適用認定証」を出した場合は窓口で87,430円支払えば良いので、結果的には同じでも、認定証を利用した方がとても楽ですね！

なお、入院だけでなく「外来診療」でも「限度額適用認定証」は使えるので、日帰り手術などで高額になる場合にも利用してください。

70歳以上の方は原則的に「高齢受給者証」を提示すれば認定証を提出したのと同じ「自己負担限度額」までの支払いになります。また、1年間に3か月以上「高額療養費」を受けた場合、4か月目からさらに軽減される措置もあります

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980